

## 被扶養者の国内居住要件(令和2年4月～)

健康保険法の一部が改正され、令和2年4月1日より被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること(日本に住民票があること)」(以下国内居住要件という)が追加されました。これに伴い健康保険法施行規則等を改正する省令が交付され、具体的な国内居住要件の例外や届出に必要な添付書類について発出されましたので、以下をご確認ください。

### 国内居住要件を満たす人

日本に住所(住民票)がある人

※原則として住民票の有無(住民基本台帳に住民登録されているか)によって判断

### 国内居住要件の例外となる人

日本に住所(住民票)がなくても例外として被扶養者となる人

| 例外として認められる事由と添付書類の例                          |   |
|--|---|
| 例外として認められる事由                                 | 添付書類の例(添付いただくのは全て写し)                    |
| ① 外国において留学をする学生                              | ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等                     |
| ② 外国に赴任する被保険者に同行する者                          | ビザ(原則、家族帯同ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等 |
| ③ 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者<br>(観光、保養又はボランティア活動等) | ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティア参加同意書等           |
| ④ 被保険者の海外赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者であって②と同等と認められる者 | 出生や婚姻等を証明する書類等                          |

注) 確認書類が外国語で作成されたものであるときには、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

令和2年4月から

被扶養者になれるのは

**国内に住所がある人だけ**になりました

被扶養者の要件に  
「国内に住所があること」が  
加まりました。

健康保険法の改正により被扶養者の認定基準に「国内に住所を有すること」が加まりました。国内に住所を有することの確認は住民票で行いますので、海外に住んでいて国内に住民票がない人は、令和2年4月以降は原則として被扶養者になることができません。収入など、その他の被扶養者になるための基準は変わりありません。

**国内居住の  
例外となる  
場合**

働くための海外への渡航ではなく、渡航が一時的なものである場合には、日本に生活の基礎があり、いずれ日本に戻り生活すると考えられるため、例外的に被扶養者になれます。具体的には海外留学中の学生や被保険者の海外赴任への同行、ボランティア活動などで一時的に海外に渡航している場合などです。その他、渡航目的などの事情から判断して日本国内に生活の基礎があると認められる場合には、被扶養者になることができます。

**外国籍で  
適用除外と  
なる場合**

外国籍の人の場合には、たとえ日本に住所があったとしても、日本に来ている目的によっては被扶養者になることはできません。具体的には、医療を受ける目的で日本に滞在している「医療滞在ビザ」の人や、医療目的で滞在している人の日常生活の世話をする目的で滞在している人の場合、観光・保養などの目的で1年を超えない滞在の「ロングステイビザ」の人の場合には、国内に生活の基礎があるとはいえないため、被扶養者にはなれません。

**国内居住要件の例外チャート**



被扶養者となる人は  
日本国内に  
住所が  
ありますか？

いいえ

国内居住要件の例外に該当していますか？

- ①外国に留学する学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する人
- ③観光、保養、ボランティア活動など、就労以外の目的で一時的に海外に渡航している人（青年海外協力隊への参加、ワーキングホリデーなど）
- ④被保険者の海外赴任期間にその被保険者との身分関係が生じた人で、外国に赴任する被保険者に同行する者と同等と認められる人（海外赴任中に生まれた子供、現地で結婚した配偶者など）
- ⑤上記以外で、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人

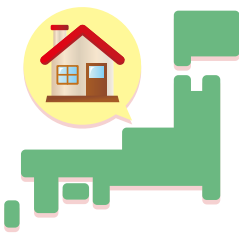
はい

三親等内の親族で生計維持などの要件を満たすと、被扶養者になることができます

いいえ

被扶養者になることは  
できません

はい



被扶養者となる人は  
日本国籍ですか？

いいえ

日本の滞在目的(ビザ)が次の内容以外のものですか？

- ①医療機関に入院し、医療を受ける「医療滞在ビザ」の人、またその世話をする人
- ②1年を超えない期間滞在する「観光・保養を目的とするロングステイビザ」の人

はい

三親等内の親族で生計維持などの要件を満たすと、被扶養者になることができます

いいえ

被扶養者になることは  
できません

はい